

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布による。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(新設等の届出)	(新設等の届出)
第4条 ……略……	第4条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 前項の規定による届出をした者は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当した場合においては、当該日から30日以内に市長に届け出なければならない。	3 前項の規定による届出をした者は、次の各号の <u>一に</u> 該当した場合においては、当該日から30日以内に市長に届け出なければならない。
(1)～(3) ……略……	(1)～(3) ……略……
(指定下水道工事店の指定基準)	(指定下水道工事店の指定基準)
第7条の3 ……略……	第7条の3 ……略……
2 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する工事業者（法人においては、その代表者）は、前項の規定にかかわらず、指定下水道工事店としての指定を受けることができない。	2 次の各号の <u>一に</u> 該当する工事業者（法人においては、その代表者）は、前項の規定にかかわらず、指定下水道工事店としての指定を受けることができない。
(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>	(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない者</u>
(2)及び(3) ……略……	(2)及び(3) ……略……
(4) <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>	
(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者</u>	(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者</u>
第7条の4 ……略……	第7条の4 ……略……
<u>(指定下水道工事店の変更の届出等)</u>	

第7条の4の2 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第7条の3第2項第1号若しくは第4号のいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定下水道工事店の指定の停止又は取消し)

第7条の5 市長は、指定下水道工事店が次の各号のいずれかに該当したときは、6月を超えない範囲内において指定を停止し、又は指定を取り消すことができる。

(1)及び(2) ……略……

2 市長は、第7条の3第1項に定める指定の要件を欠くに至ったとき又は同条第2項第1号、第4号若しくは第5号に該当したときは、指定下水道工事店としての指定を取り消すことができる。

(責任技術者)

第7条の6 ……略……

2 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録を受けることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) ……略……

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、その旨を市長に届

(指定下水道工事店の指定の停止又は取消し)

第7条の5 市長は、指定下水道工事店が次の各号の一に該当したときは、6月を超えない範囲内において指定を停止し、又は指定を取り消すことができる。

(1)及び(2) ……略……

2 市長は、第7条の3第1項に定める指定の要件を欠くに至ったとき又は同条第2項第1号に定める欠格事項に該当したときは、指定下水道工事店としての指定を取り消すことができる。

(責任技術者)

第7条の6 ……略……

2 次の各号の一に該当する者は、責任技術者としての登録を受けることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ない者

(2) ……略……

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

け出るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第7条の8第4項の規定に基づき排水設備工事責任技術者として登録されている者は、責任技術者として市長が登録した者とみなす。

（責任技術者の登録の停止又は取消し）

第7条の8 責任技術者が次の各号のいずれかに該当したときは、6月を超えない範囲内において登録を停止し、又は登録を取り消すことができる。

(1)及び(2) ……略……

2 市長は、第7条の6第1項に定める登録の要件を欠くに至ったとき又は同条第2項第1号、第3号若しくは第4号に該当したときは、責任技術者の登録を取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第7条の8第4項の規定に基づき排水設備工事責任技術者として登録されている者は、責任技術者として市長が登録した者とみなす。

（責任技術者の登録の停止又は取消し）

第7条の8 責任技術者が次の各号の一に該当したときは、6月を超えない範囲内において登録を停止し、又は登録を取り消すことができる。

(1)及び(2) ……略……

2 市長は、第7条の6第1項に定める登録の要件を欠くに至ったとき又は同条第2項第1号若しくは第3号に定める欠格事項に該当したときは、責任技術者の登録を取り消すことができる。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。